

あなたの就職 応援します！

障害福祉分野就職支援金貸付事業のご案内

この事業は、幅広く新たな福祉人材を確保する観点から、介護・福祉分野以外の他業種で働いていた方等の障害福祉分野への参入を促進するため、介護職員初任者研修など所定の研修を修了した方に対し、障害福祉分野へ就職の際に必要な経費に係る支援金の貸し付けを実施することで、迅速に新たな人材を確保することを目的としています。

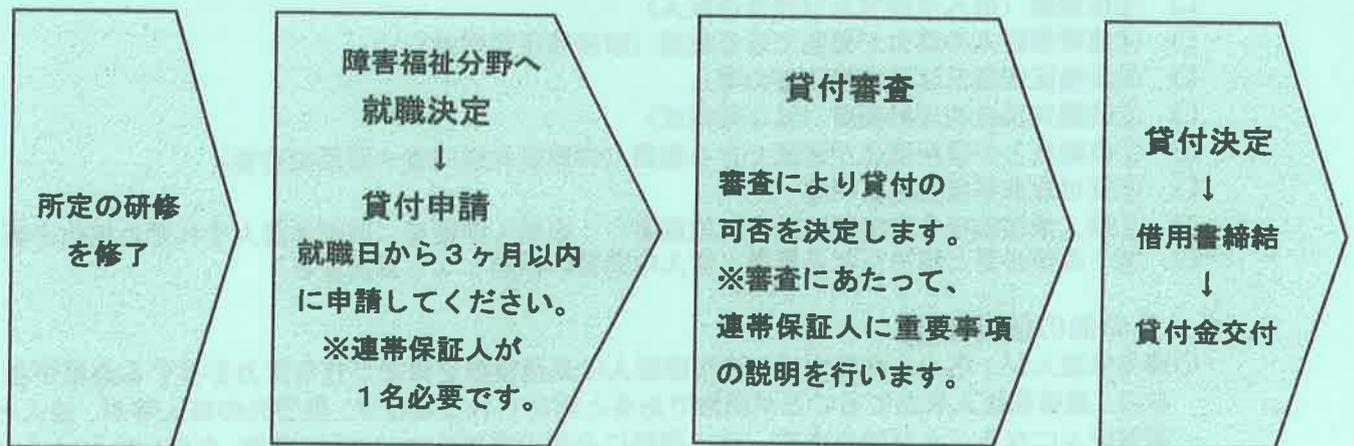
◆貸付額 20万円以内（一人当たり一回限り）

障害福祉職員等として就労した日から継続して2年間、高知県内の障害福祉サービスを提供する事業所で障害福祉職員等として従事した場合は（注1）（注2）、貸付金の返還免除申請ができます。

（注1）「障害福祉職員等」とは、障害福祉サービス（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（平成17年法律123号）（以下「障害者総合支援法」という）第5条第1項、第18項、第77条及び第78条、児童福祉法（昭和22年法律164号）第6条2の2第1項、第7項及び第7条第2項、身体障害者福祉法（昭和24年法律283号）（以下「身体障害者福祉法」という）第4条の2に規定するサービスをいう）を提供する事業所もしくは施設、障害者総合支援法第5条第27項、第28項及び第77条の2及び身体障害者福祉法第5条に規定する施設もしくは事業所において、主たる業務がサービス利用者に直接サービスを提供する者です。

（注2）返還免除申請をするためには、事業所に在籍した期間が2年（730日）以上かつ業務に従事した日数が360日以上、障害福祉職員等としての業務に従事する必要があります。

◆申請の流れ（貸付要件や必要書類は裏面をご確認ください）



◆貸付に関する問い合わせ先

社会福祉法人高知県社会福祉協議会福祉資金課

〒780-8567 高知市朝倉戊 375-1 (TEL 088-844-4600)

<https://www.kochiken-shakyo.or.jp/>

◆申請方法などについて

1. 貸付対象者（次の全てに該当すること）

(1) 次のいずれかの研修を受講し、修了した者又は修了を予定している者（注1）

- ①介護福祉士
- ②実務者研修・介護職員基礎研修・介護職員初任者研修のうちいずれか
- ③居宅介護職員初任者研修
- ④障害者居宅介護従事者基礎研修
- ⑤重度訪問介護従業者養成研修（基礎、統合及び行動障害支援いずれかの課程と応用を受講すること）
- ⑥同行援護従業者養成研修（基礎、応用を受講すること）
- ⑦行動援護従業者養成研修
- ⑧強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）

(2) 高知県内の障害福祉サービスを提供する事業所若しくは施設において、障害福祉職員等としてとして就労することとなった者（注2）

(3) 「就職支援金利用計画書」（第3号様式）を提出した者

(4) 原則として高知県内に住民登録している者であって、上記（2）の施設又は事業所において障害福祉職員等の業務に従事する者。

（注1）「離職介護人材再就職準備資金貸付事業」又は「障害福祉分野就職支援金貸付事業」の貸付けを受けたことがある者を除く。

（注2）貸付けの対象事業所に該当するかどうか、就労先に別紙「貸付対象事業実施証明書等の作成における注意事項」を十分に確認したうえでお申し込みください。

2. 資金の使途

- ①通勤用の自転車又はバイクの購入費
- ②介護職員として働く際に必要となる靴や道具又は当該道具を入れる鞆等の被服費
- ③介護に係る軽微な情報収集や講習会参加経費、参考図書等の購入費
- ④敷金、礼金又は転居費など転居を伴う場合に必要となる費用
- ⑤子どもの預け先を探す際の活動費 など

3. 貸付申請書類

- ①貸付申請書（第1号様式）
- ②身上調書（第2号様式）
- ③住民票（借入申請者及び連帯保証人）
- ④連帯保証人の資力が確認できる書類（所得課税証明書）
- ⑤資格証明書又は研修修了書の写し
- ⑥就職支援金利用計画書（第3号様式）
- ⑦就職先との雇用関係が確認できる書類（労働条件通知書や雇用契約書）
- ⑧貸付対象事業実施証明書
- ⑨個人情報取扱業務概要説明書（同意書） ※借入申請者、連帯保証人それぞれ提出必要
- ⑩その他必要と認められる書類（借入申請額の根拠となる見積書等）

4. その他の留意事項

- 連帯保証人が1名以上必要です。連帯保証人は返還債務を負担できる資力を有する必要があります。なお、連帯保証人を立てることが困難であると認められる場合は、就労先の法人等が、法人として連帯保証人になることができます。（法人保証に必要な書類については、別途、お問い合わせください）
- 本資金は貸付金であり、原則、返還が必要です。ただし、就労した日から継続して2年間、高知県内の障害福祉サービス提供事業所で障害福祉職員等として従事した場合は、返還免除申請ができます。
- 返還免除申請するまでの間、高知県内の障害福祉サービス提供事業所で障害福祉職員等として従事している場合等は、返還の猶予が可能です。（猶予申請手続きが必要です）
- 対象業務に従事中は、年1回以上、事業所の証明を受けた従事届の提出が必要です。
- 業務外の事由により死亡または心身の故障した場合や、高知県内で障害福祉職員等の業務に従事するが意思がなくなり、業務に従事しなくなった場合等は、貸付金を返還しなければなりません。また、借受人が何らかの理由により返還しない場合は、連帯保証人に請求させていただきます。